

札幌対第 51251 号
平成 25 年（2013 年）1 月 17 日

都市計画決定権者
札幌市長 上田 文雄 様

札幌市長 上田 文雄



（仮称）北 8 西 1 地区第一種市街地再開発事業環境影響評価方法書に係る意見
について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例施行規則第 52 条により読み替える
条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

1 騒音・振動について

施設の存在・供用時における施設の稼働に伴う設備機器からの騒音・振動に
ついて、準備書に想定される設備機器の仕様等を記載するとともに、環境に影
響を与える機器の導入が見込まれる場合には、調査、予測及び評価を行い、必
要に応じて環境保全措置を検討すること。

2 風害について

事業区域内に配置予定である通過動線による影響の可能性を考慮して、予測
評価を行うこと。

また、周辺に、学校等の特に配慮が必要な施設があるため、地表面付近への
影響に十分に留意すること。

3 土壌について

事業区域には現在にいたるまで、多様な施設が立地し、有害物質の使用によ
る土壌の汚染が懸念されることから、当該区域における土壌の汚染状況を把握
するため、適切な方法にて現地調査を行うこと。

4 日照について

計画建築物の存在による、日照障害の影響については、付近の学校及び住宅
の配置状況等を考慮し、適切な配慮を行うこと。

5 動物について

建築物の最大高さが180メートルに至る計画であることから、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサなどの希少猛禽類を含む鳥類の衝突事故が危惧される。このため、目視できる鳥類の飛翔コース及び飛翔高度の測定を行い、調査結果を踏まえて、バードストライクに関する検討を行うこと。

6 温室効果ガスについて

事業活動による温室効果ガスの排出量の予測において、温室効果ガスの排出量及びエネルギーの使用量の原単位の設定については、適切に行うとともに、その設定理由を記載すること。